

## 第 20 号議案

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年亀岡市条例第 30 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 5 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年亀岡市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 12 条の 2 を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当）

第 12 条の 2 第 4 条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休

日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第15条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は平成29年1月1日から、第5条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に  
関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を支給すること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の改正については、平成29年1月1日から、3の改正については、平成29年4月1日から施行すること。